

東社協福振第509号

令和6年11月19日

契約施設・団体 事務ご担当者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 高橋 博則
〔印省略〕

従事者共済会貸付金細則の改正について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業の推進にあたり、日頃よりご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

従事者共済会では加入者に対する貸付事業を行っていますが、10月2日に開催した代議員会で、共済会の資産をより一層適切に管理するため、貸付事業の運用を一部変更する必要性が認められたため、従事者共済会貸付金細則を改正することになりました。

つきましては、令和7年1月分貸付より新たな運用を開始させていただきますので、貸付を希望する加入者へのご案内等、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

細則改正事項 1

改正前

（貸付申請）

第8条 借受けようとする加入者は、借受申込書（貸付様式第1号）に、所属する団体又は施設長の同意を得、次の書類を添付して会長に提出するものとする。

（1）印鑑登録証明書（55万円以上）

（2）第2条に基づく申込み理由の必要書類又はその写し （55万円以上）

改正後

（貸付申請）

第8条 借受けようとする加入者は、借受申込書（貸付様式第1号）に、所属する団体又は施設長の同意を得、次の書類を添付して会長に提出するものとする。

（1）印鑑登録証明書（55万円以上）

（2）第2条に基づく申込み理由の必要書類又はその写し

⇒（2）の「55万円以上」を削除

1 金額に関わらず申込理由の書類提出を求める

これまで、55万円以上の貸付や特例貸付をご希望される方だけ申込理由や金額を証明いただく書類をご提出いただいておりますが、改正に伴い、50万円以下の貸付をご希望される方につきましても、ご提出いただくことになりました。申込理由や金額の証明書類は、本会で確実に照査するため、日本国内で、申込日から3か月以内に発行された書類を対象とさせていただきます。

例）令和6年12月に申込み⇒令和6年9月以降に発行された書類の提出が必要

2 領収書の提出がない場合、原則として次回の貸付は不可とする

貸付金額に関わらず、送金後 1 か月以内に貸付目的に沿った支払いが行われたことを証明いただくために、領収書の提出を求めます。領収書の提出が確認できない場合は、その後の貸付の申込は原則不可とさせていただきます（領収書の宛名は、原則加入者本人としますが、貸付内容により判断します。例：教育費は宛名が子となっている領収書でも可）。

細則改正事項 2

改正前

（貸付申込み日・貸付日）

第 11 条 貸付申込締切日は、毎月 18 日（土・日・祝日にあたる場合は前営業日）とし、貸付日は申込月の翌月の 1 日とする。ただし、緊急性があると会長が認めた場合の申込は、この限りではない。

改正後

（貸付申込日・貸付日）

第 11 条 貸付申込日は、別途定める毎月の締切日とし、貸付日は申込月の翌月の 1 日とする。ただし、緊急性があると会長が認めた場合の申込は、この限りではない。

⇒下線部を「貸付申込日は、別途定める毎月の締切日」に変更

※締切日は、共済会ウェブサイトの「貸付金事業の届出様式」(<https://www.tcsw.tvac.or.jp/kyosaikai/todokede.html>)に掲載しています。

その他運用変更

これまでの貸付状況から、項目の整理をしました。貸付の対象となる費用は以下の通りです（下線が変更点）。

- ① 災害費 ② 傷病・入院費 ③ 葬祭費 ④ 結婚費 ⑤ 出産費 ⑥ 教育費 ⑦ 住宅購入費
⑧ 住宅改修費（住宅改造費より名称変更）⑨ 家具・家電購入費（家具購入費より名称変更）
⑩ 自動車購入費 ⑪ 旅行費 ⑫ 転居費（新たに追加） ⑬ その他（必要と認められた場合）

運用開始日

令和 7 年 1 月分貸付（申込書類の締め切りは令和 6 年 12 月 18 日）より開始

★貸付金事業のご利用を検討している場合は必ず、加入者から本会へ事前にご連絡ください。申込日を基準に 3 か月以内に日本国内で発行された金額証明書類をお手元に用意いただくと、確認がスムーズです。

【お問い合わせ先】 東京都社会福祉協議会 共済担当 TEL：03-5283-6898